

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 東北財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年10月4日 |
| 【会社名】 | インスペック株式会社 |
| 【英訳名】 | inspec Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菅原 雅史 |
| 【本店の所在の場所】 | 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |
| 【電話番号】 | 0187(54)1888 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 富岡 喜栄子 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |
| 【電話番号】 | 0187(54)1888 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 富岡 喜栄子 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 300,036,096円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------|--|
| 普通株式 | 8,139株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を採用していません。 |

- (注) 1 平成25年10月4日(金)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 平成25年6月21日開催の取締役会において、平成25年11月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合による株式分割および単元株式数を100株とする単元株制度を採用する定款変更をそれぞれ行う旨決議をしております。
- 3 発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率が68.14%となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書を入手しております。
- 4 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 8,139株 | 300,036,096 | 150,018,048 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 8,139株 | 300,036,096 | 150,018,048 |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|----------------|----------|----------------|
| 36,864 | 18,432 | 1株 | 平成25年10月21日(月) | 該当事項なし | 平成25年10月22日(火) |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 上記株式の割当予定先から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|----------------------|
| インスペック株式会社 管理部経理課 | 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------|----------------|
| 株式会社北都銀行 角館支店 | 秋田県仙北市角館町中町5番地 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 300,036,096 | 12,400,000 | 287,636,096 |

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用等（100万円）、登記関連費用（200万円）、公告その他調査費用（100万円）及びアドバイザー費用（840万円）等であります。
 3 当社は、イノベーション・エンジン株式会社との間で資金調達に関するアドバイザー契約を締結しており、本第三者割当増資において実際に払込みを受けた場合に、イノベーション・エンジン株式会社以外の割当先からの払込金額の3%に相当する金額をアドバイザー業務の対価として支払うものとされており、払込みを受けない場合はアドバイザー業務の対価の支払いは不要とされております。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額287,636,096円は、下記のとおり充当する予定であります。

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|--|-------------|-------------------|
| ニーズに対応した半導体基板AVIの新製品開発（1） | 80,000,000 | 平成25年11月～平成26年10月 |
| 国内・海外事業拡大のための投資費用（販売強化のためのデモ機製作、量産向け仕込み資金） | 70,000,000 | 平成25年11月～平成26年10月 |
| 運転資金（人件費、経費等の支払） | 137,636,096 | 平成25年11月～平成26年12月 |

(注) 上記支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行預金として管理する予定であります。

- (1) 半導体基板の最終外観検査は、目視による検査が一般的であるため、多くのメーカーは労働コストの安い中国を始めとするアジア地域で実施しております。しかし近年、特に中国における人件費の上昇の影響等により検査コストが高騰しているため、自動最終外観検査装置（AVI）（2）のニーズが高まってきております。この検査は検査する項目が非常に多く、キズや異物、変色などの目視による感応検査であるため、検査基準が曖昧で装置化が難しく、自動化するための技術的なハードルが非常に高い分野ですが、当社は数多くのAVIの実績を持ち、検査のノウハウを保有しているため、高い性能のAVIを開発する能力を保有しております。当社はAVIの新たなニーズとして求められる小型化、高性能、低価格、簡単操作、柔軟な対応力等に対応可能な新製品の開発に注力し、さらなる競争力の強化と開発スピードの加速策に取り組みます。
- (2) 基板AVI：最終外観検査装置
 スマートフォン、携帯電話等の高密度基板及び精密フレキシブル基板の外観検査。
 CPUやGPUなどの超精密半導体PKG基板の外観検査。
 基板としての完成時に金メッキ部のキズ・変色・形状不良・メッキ不良、SR部の異物、キズなど外観全般の感応検査。目視に変わる機能が必要なため、難易度が高い。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

| | | | |
|-------------------|----------------|---|-------------|
| a 割当予定先の概要 | 名称 | F P成長支援E号投資事業有限責任組合 | |
| | 所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 | |
| | 出資額 | 180,000千円 | |
| | 組成目的 | 日本国内の上場企業への投資 | |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 1. 梶 弘幸 75.0% 東京都中央区 個人投資家 2. LITパートナーズ株式会社 15.00% 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 事業内容 第一種不動産仲介業、投資助言・代理業 3. フレンドリー・パートナーズ株式会社（無限責任組合） 10.00% 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 | |
| 業務執行組員又はこれに類する者 | 名称 | フレンドリー・パートナーズ株式会社 | |
| | 所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルヂング2F | |
| | 代表者 | 代表取締役 古川 勝博 | |
| | 事業内容 | 投資事業組合運営業務 | |
| b 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 | |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年10月4日現在におけるものであります。

| | | | |
|-------------------|----------------|--------------------------|-------------|
| a 割当予定先の概要 | 名称 | 株式会社滋慶 | |
| | 本店の所在地 | 大阪府大阪市中央区島之内1-10-15 滋慶ビル | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 田仲 豊徳 | |
| | 資本金 | 100,000千円 | |
| | 事業の内容 | その他の投資業 | |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 浮舟邦彦（86.67%）議決権ベース | |
| b 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 | |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年10月4日現在におけるものであります。

| | | | |
|-----------------|----------------|---|-------------|
| a 割当予定先の概要 | 名称 | イノベーション・エンジン株式会社 | |
| | 本店の所在地 | 東京都港区芝2-3-12 芝アピタシオンビル3F | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 佐野 睦典 | |
| | 資本金 | 114,600千円 | |
| | 事業の内容 | 投資事業組合運用・運営、ベンチャー企業等へのコンサルティング、投資顧問業 | |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 佐野睦典（35%）、水野博之（14%）、ウェルインベストメント、藤原洋（各6%）、佐野玲子（5%） | |
| b 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 本第三者割当増資に関するアドバイザー契約を締結しております。 | |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年10月4日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

F P成長支援E号投資事業有限責任組合

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来的な収益源泉の確保を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実施していくために、当社の経営環境及び経営方針等を理解していただける候補先に対して第三者割当による新株式の発行を行うことを検討してまいりました。その結果、割当予定先であるF P成長支援E号投資事業有限責任組合と当社は、当社とアドバイザー契約をしているイノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするにいたしました。

同組合は、上場企業が発行する有価証券、上場企業の金銭債権を取得し、上場企業の企業再生を目的として新設されており、投資事業組合の管理及び運営等を事業とするフレンドリー・パートナーズ株式会社が業務執行を担当しております。更に同社は多くの投資を成立させてきた経験、実績からも、第三者割当の執行にあたり信頼するに足るものと思慮しております。

また、同組合は、当社が早期に債務超過を解消し財務の健全化を図り、さらに受注増加に伴う増加運転資金を手当することで、当社の事業の成長性が大幅に高まることについて十分に理解しており、この実現のため資金提供することについて合意して頂いたため、同組合を割当先に選定致しました。

なお、同組合からは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いており、純投資を目的としていることから、当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるものと判断しました。

株式会社滋慶

割当予定先である株式会社滋慶と当社は、当社とアドバイザー契約をしているイノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするにいたしました。同社は、全国に関連法人を含め多数の専門学校を所有する学校法人滋慶学園のグループ企業であり、当該グループのサポートをしている会社で主に投資業を営んでおります。今回、イノベーション・エンジン株式会社の代表取締役佐野睦典氏から紹介を受け、当社代表取締役社長菅原雅史が直接面談し、当社の海外戦略を含めた半導体検査装置の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明をしたところ、当社の事業構想を評価し、今後の成長が期待できる投資先として当社に注目したとのことであります。一方、当社は、同社が当社の事業の成長性を十分に理解頂いており、中長期的視点で資金支援を考慮頂ける点において最適な出資者であると判断し、割当予定先として選定致しました。

イノベーション・エンジン株式会社

当社は、当社のおかれている財務内容の現状と課題、当社の事業概要及び今後の事業戦略を理解いただき、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。そして、イノベーション・エンジン株式会社との関係は、今回の資金調達作業を進める過程において、平成25年6月中旬に同社の代表取締役佐

野陸典氏から資金調達に関する支援のご提案を受け、今回の第三者割当増資のご提案を頂いたことに端を発しております。同社は、当社の事業構想を評価し、今後の成長が期待できる投資先として注目したとのことであり、一方、当社は同社について、当社の事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同社がこれまで他の企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、このたびの割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

| | | |
|---------------------|------|--------|
| F P成長支援E号投資事業有限責任組合 | 普通株式 | 4,883株 |
| 株式会社滋慶 | 普通株式 | 2,713株 |
| イノベーション・エンジン株式会社 | 普通株式 | 543株 |

e 株券等の保有方針

割当予定先であるF P成長支援E号投資事業有限責任組合、株式会社滋慶及びイノベーション・エンジン株式会社は、それぞれ純投資を目的としております。3社とも当社の中長期の成長可能性を評価し、中長期の保有を目指していただきますが、売却に際しては市場の動向を勘案し、市場への影響を留意しながら売却する方針と伺っております。

なお、当社と各割当予定先との間で、当該割当新株式を引受後1年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしております。付帯条件として、払込終了以降一度でも発行価格に対して2倍以上の株価となった場合は前述の制限を解除できるものとしますが、払込終了後1年間は引き受け株価の2倍以下では売却できないことの制限を設けております。

また、当社は各割当予定先が払込期日から2年以内において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先のF P成長支援E号投資事業有限責任組合、株式会社滋慶及びイノベーション・エンジン株式会社より、直近の財務状況に照らし、本第三者割当の払込は十分に可能である旨の確約をいただいております。払込に必要な資金の確保についても支障がない旨の報告を受けており、あわせて出資者またはファンドの資金残高も十分であることをいづれも銀行預金口座の通帳残高で確認しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について、問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるF P成長支援E号投資事業有限責任組合、株式会社滋慶及びイノベーション・エンジン株式会社、また当該社長をはじめとする同社役員等との面談を実施したうえ、当該割当予定先からは、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がない旨の表明を個別に取得しております。

また、上記割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区 代表取締役:古野啓介氏)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。これらのことから、当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額36,864円としました。発行価額の算定根拠は、取締役会決議の直前営業日までの3ヶ月間(平成25年7月4日から平成25年10月3日まで)の終値平均40,350円と直前1ヶ月間(平成25年9月4日から平成25年10月3日まで)の終値平均40,960円とを比較し、高いほう

を選択し、また、当社の現在の資金繰り等財務状況で不安定要素が多い中、割当先のリスク面も考慮し、当社及び既存株主に対して不利となるような付帯条件を排除し、割当先と十分な協議をした上、有利発行にはならない範囲でのディスカウントを想定して検討しました。割当先とは、当該割当新株式を引受後1年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしており、既存株主と比べ流動性の面で制約がある点を考慮すると算定基準株価の10%のディスカウントは特に有利な発行には該当しないと判断いたしました。また、発行価額の算定にあたり直前1ヶ月間の終値平均と直前3ヶ月の終値平均とを比較したことについては、取締役会決議の直前取引日の終値または直前6ヶ月間とした場合には、決算の発表やその他適時開示の内容を以ての算出となり、必ずしも会社の価値を反映している価額とは言い切れない可能性があるかと判断したためであります。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間(平成25年9月4日から平成25年10月3日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値40,960円と比較して10.00%のディスカウント、当社普通株式の3ヶ月間の終値の平均値40,350円と比較して8.64%のディスカウント、当社普通株式の6ヶ月間(平成25年4月4日から平成25年10月3日まで)の終値の平均値38,573円と比較して4.43%のディスカウントであります。

この払込金額については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の「取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」との規程の範囲内のものであり、本第三者割当の目的や割当先の保有方針等も勘案すると、本第三者割当の発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社では、発行条件等につき客観的な意見を取り入れるため、割当予定先及び当社とは利害関係のない弁護士を当社社長の知人等を介し複数紹介いただき、その中から当社が選択したクレア法律事務所の古田利雄氏と当社の監査役全員(社外監査役・森田克彦氏、社外監査役・菅原佳典氏、社外監査役・佐野元彦氏)の計4名で構成される第三者委員会に当社の経営状況、当社株式の市場価格等について説明し、当該委員会からは、本第三者割当増資の発行条件につき検討した結果、本第三者割当増資の払込金額は「特に有利な価格」には該当しないものとの意見を得ております。

また、当社取締役会では、当社を取り巻く厳しい経営環境を加味し、早急に自己資本を充実するとともに債務超過を解消し、投下資金を成長戦略の基盤となる基板A V I、特に現在、海外でニーズが高まっているフレキシブル基板(F P C)向け最終外観検査装置(A F V I)と次世代向けのハイエンドA V Iの開発を推進するための費用と販売強化のためのデモ用装置製作としての投資費用並びに受注増加に伴う増加運転資金に充当することにより、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当増資の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年10月4日時点の当社普通株式の発行済株式総数11,945株に係る議決権総数は11,945個であります。

本第三者割当による新株式8,139株に係る議決権の数は8,139個となることから、現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対してそれぞれ、68.14%と、25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

また、本第三者割当による新株式の発行により、割当予定先であるFP成長支援E号投資事業有限責任組合が当社の筆頭株主となります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合 |
|---------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|----------------------|------------------------------------|
| F P成長支援E号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内2-2-1 | | | 4,883 | 24.31% |
| 菅原 雅史 | 秋田県仙北市 | 2,730 | 22.85% | 2,730 | 13.59% |
| 株式会社滋慶 | 大阪市中央区島之内1-10-15 滋慶ビル | | | 2,713 | 13.51% |
| 松本 富吉 | 京都市中京区 | 1,476 | 12.36% | 1,476 | 7.35% |
| 高橋 秋男 | 秋田県大仙市 | 830 | 6.95% | 830 | 4.13% |
| 小林 晃 | 秋田県仙北市 | 758 | 6.35% | 758 | 3.77% |
| イノベーション・エンジン株式会社 | 東京都港区芝2-3-12 芝アピタシオンビル3F | | | 543 | 2.70% |
| 株式会社ラプラス | 仙台市青葉区中央1-3-1 | 210 | 1.76% | 210 | 1.05% |
| 池野 照雄 | 秋田県秋田市 | 200 | 1.67% | 200 | 1.00% |
| 坪井 照夫 | 埼玉県児玉郡神川町 | 187 | 1.57% | 187 | 0.93% |
| 計 | - | 6,391 | 53.50% | 14,530 | 72.35% |

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年4月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響

当社は、リーマンショックをきっかけとした世界的な信用収縮・金融不安による企業業績悪化等が影響して、平成23年4月期を除く直近5期において経常損失を計上しました。この間、財務体質改善のため希望退職者の募集や役員報酬・賞与のカット、従業員の給与・賞与のカットによる人件費削減も含めた大幅な経費削減策を断行するなどの改善に努めてまいりました。さらに、円高に対しては事業の海外展開を図り、また製品価格の低価格化に対してはVEによるコストダウンを図る等の対応をとりましたが、業績の悪化に伴い損失額が膨らみ、前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。これにより当社の株式はマザーズ上場廃止基準に抵触し、平成26年4月期においてもなお債務超過を解消できない場合には上場廃止となります。また、長期借入金に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触しており、期限の利益喪失の請求を猶予していただくことについて、取引金融機関に申し入れをしております。

一方、平成21年にハイエンドパッケージ基板用AOI(注1)の製品化に成功し有力ユーザーへの納入実績を上げて以降、ハイエンドAOI分野で多くの実績を積み重ねると共に、平成24年にはハイエンドパッケージ基板用AVIを台湾で大量受注を獲得するなど、AOI、AVIの両製品共に評価が高まっており、今期(平成25年5月~平成26年4月)以降についても、継続してリピートオーダーが予定されております。

これらの実績が示す通り、当社の検査装置が持つ高い性能やユーザーに密着したサポート体制など、検査装置メーカーとしての高い評価が業界に浸透してきており、昨年後半から国内・海外市場ともに新規受注及び新規引合いが増加してきております。

また、当社では、以前から取り組んでいるインライン検査モジュールについて、その高い性能が評価されてきており、スマートフォン向けの精密なタッチパネルの検査や液晶用フラットパネルの精密な検査モジュールとして、すでに多数の受注を獲得し、今期(平成25年5月~平成26年4月)の売上に計上されます。このような検査モジュールの供給は当社にとって新しい事業形態であり、当社の新たな収益源として拡大していくよう積極的に取り組んでおります。

さらに、新興市場で急速にニーズが高まっているローコストの外観検査装置である小型AVIについて、性能はもとより価格面においても高い競争力をもつ戦略製品の開発が完了し、販売を開始しております。

以上の通り、当社は今、大きな転換期を迎えており、目の前に来ているビジネスチャンスをしっかり捉え、着実に業績を伸ばすためには、ニーズに対応した新製品(次世代用半導体基板AVI等)のタイムリーな開発及び受注増加による増加運転資金の調達が必要となっております。このため、早急に債務超過を解消するとともに受注増加に伴う増加運転資金を調達するため、今回の第三者割当増資を実施することといたしました。

本新株の発行による資金調達は、当社の中長期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(注1) 基板AOI:精密プリント基板検査装置(パターン検査装置)

半導体用の精密パッケージ基板や携帯電話等に用いられる精密プリント基板のパターン形成プロセスでは、大判の材料で製造されるため、それに対応したパターン検査として使用される装置。基板に形成された配線が、設計通りの精度で作られているか検査する。電気検査では配線の細りなどが検査できないためAOI検査が重要。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

本第三者割当を選択した理由は以下のとおりです。

上記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響」に記載の通り、当社は、数年来経常損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、さらに財務状況の悪化が続くことになれば、上場廃止のリスクを回避することが困難と思われる、更なる信用不安リスクを抱えることとなります。当社は、これらのリスクを払拭したうえ、今後の資金繰りの安定化を図る必要があるとの認識で、資金調達の方法について検討を重ねてまいりました。その結果、債務超過を解消する方策として、当社の主力事業である基板AOI並びに基板AVI等の外観検査装置事業による営業収益の拡大のみによって平成26年4月期末までの限られた期間内で債務超過を解消することは困難であると判断しました。また、当社は前期、前々期と連続して営業損失、経常損失を計上しており、今期の業績も平成26年4月期第1四半期までは営業損失、経常損失を計上しております。かかる状況では公募増資による資金調達は困難であります。このため、当社としては、第三者割当による新株式の発行により自己資本を充実させていく方法が最善の方法と判断しました。

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当により、8,139株の普通株式が発行され、発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率は68.14%となり、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

他方、当社が、平成20年4月期以降、平成23年4月期を除く毎期の純損失計上により、自己資本が大きく毀損し、前事業年度末において193,737千円の債務超過となっており、当社の株式はマザーズ上場廃止基準に抵触し、平成26年4月期においてもなお債務超過を解消できない場合には上場廃止となることから、早急に債務超過の解消を目指し株式上場を維持する必要があります。

今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、債務超過による上場廃止を回避することが困難と思われる、更なる信用不安リスクを抱えることになり、当社が考える今後の事業展開に支障をきたすことが予想されます。

以上のとおり、本第三者割当による株式の発行に伴って一定程度の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を実施することにより、債務超過と上場廃止のリスクを解消すると共に、成長戦略の基盤となる製品開発案件への設備投資、販売強化及び将来にわたり当社の事業の継続性を確保する目的で運転資金に投下することが可能となり、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しており、平成25年10月2日に開催された第三者委員会からも、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的である旨の意見書を入手しております。

なお、本第三者割当増資に関する第三者委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

(本第三者委員会の意見の概要)

(結論)

当第三者委員会は、本件第三者割当増資による新株式の発行における資金調達について審議したところ、以下に述べる当社の状況および当社を取り巻く事業環境等に鑑み、資金調達の必要性及び第三者割当による方法を選択することの相当性を認めます。

(理由)

1 資金調達を行う必要性

インスペック株式会社(以下「当社」という。)は、数年来経常損失を計上し、前事業年度末において193,737千円の債務超過を計上している。これにより当社の株式はマザーズ上場廃止基準に抵触し、平成26年4月期においても債務超過を解消できない場合には上場廃止とならざるを得ない。

他方、当社は平成21年にハイエンドパッケージ基板用AOIの製品化に成功し有力ユーザーへの納入実績を上げて以降、ハイエンドAOI分野で多くの実績を積み重ね、平成24年には台湾でハイエンドパッケージ基板用AVIの大量受注を獲得するなど、評価が高まっており、今期(平成25年5月~平成26年4月)以降についても、多数のリピートオーダーが予定されている。

このため、当社は、早急に債務超過を解消するとともに、受注増加に伴う増加運転資金を調達し、併せて製品開発を行うため、資金調達の必要に迫られていると認められる。本件第三者割当増資は、当社の継続的な運営を可能にするものであり、既存株主の利益、当社の企業価値向上のためにも必要だというべきである。

2 資金調達の適性(本件増資は「特に有利な金額」で行われるものでないこと)

「特に有利な金額」(会社法199条3項)とは、公正な発行価額と比較して特に低い価額をいい、公正な発行価額とは、新株の発行により企図される資金調達の目的が達せられる限度で旧株主に最も有利な価額であるとされている。

そして、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年2月10日制定)は、有利発行に関して、「取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」としている。

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額としている。

また、この発行価額は、直前1ヶ月間の終値平均と直前3ヶ月間の終値平均との比較より、金額の高い方を基礎額として選択することとしている。

本第三者割当増資は、前記日本証券業協会の指針の範囲内で行われるものであり、「特に有利な金額」で行われるものでない。

なお、当社は、イノベーション・エンジン株式会社との間で、平成25年6月に資金調達に関するアドバイザリー契約を締結しており、FP成長支援E号投資事業有限責任組合、株式会社滋慶は同社の紹介によって本件株式の引受をするに至ったものであるため、本第三者割当増資完了後、当社はアドバイザリー契約にかかる報酬をイノベーション・エンジン株式会社に支払う義務が生じる。

これによって、イノベーション・エンジン株式会社は当社に対して出資を行った後に、当社から前記報酬の支払を受けることになるが、同報酬は、前記契約を前提としてその役務提供の対価としてなされるものであり、他のアドバイザリーによって資金調達があったときに当社が同様の報酬を支払う場合と異ならないため、株式の発行金額が特に有利なものでないという前記判断に影響を与えるものではない。

なお、当社による出資にかかる金額については、もとよりアドバイザリー報酬は発生しない。

3 調達資金の額及び資金調達方法選択の相当性

前項記載の債務超過の解消、運転資金および開発資金を確保する目的を達し、今期末まで、継続して月次のコストの2か月相当のキャッシュフローを維持するためには、当社の会計帳簿と事業計画に照らし合計金3億円の資金調達が必要であることが認められる。

また、当社は、本第2四半期末(10月)までに債務超過を解消し、金融機関との関係を正常化させることが急務である。

現時点における当社の財務状況から金融機関からの借入は実現可能性が低く、債務超過を解消するためには社債ないし新株予約権付社債の発行は適切でない。また、増資は迅速に完了しなければならないため、新株予約権を発行し順次権利行使される方法も適切でない。本件第三者割当増資は、債務超過を解消しつつ、迅速に増資を完了できるため、資金調達方法として相当であるというべきである。

4 本件増資の引受先選定の経緯の相当性

当社は、平成24年8月以降継続的に資金調達に努めてきたところ、平成25年6月に、イノベーション・エンジン株式会社から出資を検討したいと申し出があり、併せて同社と資金調達にかかるアドバイザー契約を締結した。

その後、同社からは当社に対して、約10社を増資の引受先候補として紹介された。

当社は、これら候補について、反社会ないし反市場的勢力でないこと、当社の事業モデルに理解があること、当社株式の長期保有が期待できること、追加投資の可能性があること等の観点から、取引のある金融機関等の情報も参考にしつつ検討した。

割当予定先であるイノベーション・エンジン株式会社は、当社の事業計画を十分理解していること、これまでの投資実績から、今後も当社に対する支援協力が期待できる。

F P成長支援E号投資事業有限責任組合は、上場企業が発行する有価証券、上場企業の金銭債権を取得し、上場企業の企業再生を目的として新設されたものである。同組合は投資事業組合の管理及び運営等を事業とするフレンドリー・パートナーズ株式会社が業務執行を担当しており、同社は多くの投資を成立させてきた経験、実績からも、第三者割当の引受先として信頼するに足ると判断したことは相当であると認められる。

株式会社滋慶は、全国に関連法人を含め多数の専門学校を所有する学校法人滋慶学園のグループ企業であり、当該グループのサポートをしている会社で主に投資業を営んでいる。当社は同社について、当社の事業計画を十分理解していること、これまでの投資実績から、今後も当社に対する支援協力が期待できると判断したことは相当であると認められる。

なお、当社役員は、これら各割当先との間に取引関係、資本関係等の利害関係を有していない。

5 新株発行条件の相当性

(1) 発行数量及び株式の希薄化の規模について

本第三者割当により、8,000株前後の普通株式が発行され、発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率は66%前後となる見込みで、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条で定める希薄化率25%の第三者割当増資に該当する。

本件における各引受先からは、より多額の出資に応じる用意があるとの提案もなされたが、既存株主の議決権の希薄化をできる限り抑制するために、必要資金である3億円に限り調達するものであり、当該金額を調達することによって生じる希薄化はやむを得ないものであると認められる。

(2) 発行価額の相当性について

本第三者割当による発行価額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間または直前3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額としている。また、この発行価額は、直前1ヶ月間の終値平均と直前3ヶ月間の終値平均とを比較し、金額の高い方を基礎額として選択することとされている。

当社が直前3ヶ月間の終値平均と直前1ヶ月間の終値平均とを比較し、直前6ヶ月間の終値平均を比較対象に加えなかった点については、直前6ヶ月間とした場合には、決算の発表やその他適時開示の内容をはさんでの算出となり、必ずしも会社の価値を反映している価額とは言い切れない可能性があると考えられることによるものであり、相当であるものとする。

また、取締役会決議の直前営業日の終値を参照しない点については、当社が毎月初月に月次の受注高のお知らせとして適時開示をしているところ、浮動株が少ない状況から当該開示後の株価が大きく変動する可能性があると考えられ、取締役会決議予定日が10月4日である本第三者割当増資においては、直前営業日の終値を参照しないとの判断も相当であるものと考えられる。

なお、適時開示により株価に影響が出ると思われる月初の取締役会決議の日程については、早急に資金調達の必要に迫られていると認められることからやむを得ない日程であり、相当性を欠くものとはいえない。

このように発行価額の算定根拠については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても有利発行に該当するものではないと考えられる。

以上の通り、発行価額は当社の事業価値を反映した公表日直前1ヶ月間の終値平均を基礎として有利発行に該当しない限度でディスカウントされた金額であることを勘案すると本第三者割当の発行価額は合理的といえる。

(3) 各割当先の当社株式の運用方法について

当社と本件の各割当先の間では、当該割当新株式を引受後1年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしている（付帯条件として、払込終了以降一度でも発行価格に対して2倍以上の株価となった場合は前述の制限を解除できるものとするが、払込終了後1年間は引き受け株価の2倍以下では売却できないことの制限を設けている）。

当社は割当予定先が払込期日から2年以内において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することになっており、既存株主に対して相当な配慮がなされている。

- 6 最後に、上記割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員、主要株主（主な出資者）が反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区 代表取締役：古野啓介氏）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領している。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告がなかったことを確認している。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

そして、平成25年10月4日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に討議・検討した結果、既存株主の影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

「株式分割及び単元株制度の採用」

当社は、平成25年6月21日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を行うことを決議いたしました。

株式分割の目的

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

株式分割の概要

ア．分割の方法

平成25年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

イ．分割により増加する株式数

| | 本第三者割当増資前 | 本第三者割当増資後 |
|-----------------|------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 11,945株 | 20,084株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,182,555株 | 1,988,316株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 1,194,500株 | 2,008,400株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 3,300,000株 | 3,300,000株 |

ウ．分割の日程

| | |
|---------|-------------|
| 基準日の公告日 | 平成25年10月16日 |
| 基準日 | 平成25年10月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年11月1日 |

8【その他参考になる事項】

1. ストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、平成25年6月14日及び平成25年7月1日開催の取締役会において、平成24年7月27日開催の当社定時株主総会の委任を受け、ストック・オプションとして発行する第5回新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しました。概要は以下のとおりであります。

ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識及び業績向上に対する意欲や士気を高め、並びに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

第5回新株予約権の発行要領

| | |
|---------------------------|--|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成25年7月1日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 1,000個とする。 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 金銭の払込みは要しないものとする。 |
| 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株数」という。）は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の適切な調整を行う。</p> |
| 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | <p>新株予約権1個当たり41,843円（1株当たり41,843円）</p> <p>なお、平成25年6月21日開催の取締役会において、株式分割の実施並びに単元株制度の採用について決議され、平成25年10月31日（木曜日）を基準日として、1株につき100株の割合をもって分割されることにより、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年11月1日以降、以下のとおり調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額（円） 419円 調整前行使価額（円） 41,843円</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$</p> <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> |

| | |
|--|--|
| 6．新株予約権の行使期間 | 平成27年7月2日から平成35年7月1日 |
| 7．新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。 |
| 8．新株予約権の割当対象者 | 当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 40名 |

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月4日）までの間に生じた変更はありません。

なお、本第三者割当による株式の発行に伴って一定程度の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を実施することにより、債務超過と上場廃止のリスクを解消すると共に、成長戦略の基盤となる製品開発案件への設備投資、販売強化及び将来にわたり当社の事業の継続性を確保する目的で運転資金に投下することが可能となり、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年10月4日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月30日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成25年7月26日に開催された当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出したものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年7月26日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用するに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、及び株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求の条文を新設する。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、能田正行を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三浦暢夫の辞任に伴い、森田克彦を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

任期満了により、新たに監査法人アヴァンティアを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数及び決議結果

(会社提案)

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | | | | 可否 | 賛成比率(%) |
| 第1号議案 | 6,797 | 30 | 0 | 可決 | 99.56 |
| 第2号議案 | 6,589 | 238 | 0 | 可決 | 96.51 |
| 第3号議案 | 6,594 | 233 | 0 | 可決 | 96.59 |
| 第4号議案 | 6,593 | 234 | 0 | 可決 | 96.57 |

各決議事項が可決されるための要件

- 第1号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
- 第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
- 第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
- 第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第25期) | 自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日 | 平成25年7月29日 東北財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | (第26期第1四半期) | 自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日 | 平成25年9月13日 東北財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月10日

インスペック株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社の平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き、当第1四半期累計期間においても営業損失18,795千円、経常損失22,583千円及び四半期純損失22,871千円を計上した結果、当第1四半期会計期間末で215,672千円の債務超過となっており、前事業年度末に引き続き、長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は618,921千円と総資産の97.9%を占めており、手元流動性に比して高水準にある。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結している。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっている。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年4月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成24年9月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成25年7月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年7月26日

インスペック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡山 賢治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き当事業年度においても営業損失275,087千円、経常損失278,796千円及び当期純損失390,398千円を計上した結果、当事業年度末で193,737千円の債務超過となっている。これにより、当事業年度末において長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は618,951千円と総資産の96.7%を占めており、手元流動性に比して高水準にある。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結している。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっている。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月14日開催の取締役会において、会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

3.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年7月19日開催の取締役会において、中華民国に子会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の平成25年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスペック株式会社の平成25年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、インスペック株式会社が平成25年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。